

「新聞広告掲載基準」(日本新聞協会)、「広告掲載基準」に準拠し、折込広告の審査基準を定めております。審査基準に照らし合わせて適当でないと弊社が判断したものや、各種関係法規、ガイドラインに抵触する場合の折込広告はお取扱いできませんのでご了承ください。

また、折込広告を依頼する新聞販売店の判断でお取扱いできない場合もございます。下記に代表的な事例を掲出しておりますが全ての事案を網羅しているものではありません。詳細につきましては弊社までお問い合わせ下さい。

## ★ 広告表示一般注意事項 (法律その他の社会的規範に触れるおそれのあるものは扱わない)

### ■ 責任の所在および内容が不明確なもの

- 広告主名・所在地名・連絡先が記載されていないもの
- 広告の意味・目的が分からないもの
- 重要事項が表示されていないもの

### ■ 虚偽または誤認される恐れがあるもの

- 「日本一」「世界一」等 最高・最大級の表現、「確実にもうかる」「絶対に痩せる」等 断定的表現を何の裏付けもなく使用したもの
- 「不当な二重価格表示広告」「おとり広告」

### ■ 公序良俗を乱す表現があるもの

- 露骨な性表現、あるいは暴力や犯罪を肯定・礼賛する広告、麻薬・覚醒剤の使用を賛美したり、その他残虐な表現の広告
- せん情的な文言や写真・図柄等を使用、青少年に有害と思われるもの

## ★ 業種別の留意ポイント

### 1 消費者金融関係

#### 〈必要な表示事項〉

1. 貸金業者の商号、名称又は氏名及び登録番号
2. 貸付の利率
3. 返済の方式並びに返済期間及び返済回数
4. 賠償額の予定(違約金を含む)に関する定めをする場合における当該賠償額の元本に対する割合
5. 担保を供することが必要な場合は当該担保に関連する事項
6. 日本貸金業協会考査承認番号、会員番号、マーク
7. 日本貸金業協会業務全般の相談および苦情窓口
8. 貸付条件の確認、計画的な借入などの啓発文言
9. ホームページアドレス又は電子メールアドレスを表示する際は、貸金業者登録簿に登録されたものを表示し、また、同登録簿に登録された電話番号を併せて表示する

### 2 健康食品(不適切な表示・表現)

- 疾病の治療または予防を目的とする効能・効果  
(例) 「糖尿病・高血圧・動脈硬化の人に」「ガンが良くなる」「眼病の人のために」「〇〇病の方へ」
- 身体の組織機能の一般的増強・増進を目的とする効能・効果  
(例) 「疲労回復」「体力増強」「老化防止」「更年期の方へ」「病中・病後の方へ」等
- 医薬品的効能・効果を標ぼうしているもの  
・ 含有成分や栄養素の表示及び説明によるもの  
(例) 「体質改善で知られる〇〇を原料とし」等  
・ 起源、由来などの説明で暗示しているもの  
(例) 「〇〇という古い自然科学書をみると」等  
・ 「効果」「効用」の表現や「薬」等の文字で暗示したもの  
(例) 「大学病院でもその効果が認められています」「生薬」「薬草」「薬用されている」等
- 医薬品的用法・用量を表示してあるもの  
(例) 「一日〇回」「一日〇錠」「食後〇〇分以内に水で服用」  
但し、「一日〇〇粒くらいを目安として…」等は違反とはならない
- 「痩身効果」を標ぼうする健康食品  
(例) 「一か月で10kg」「一週間で4kg」等
- 新聞・雑誌の記事、医師・学者等の談話、学説・経験談等を引用または掲載することで暗示するもの

### 3 医療・医療類似行為

#### 〈医療〉

##### (表示可能な事項)

- (例) ○ 医師・歯科医師である旨 ○ 検査、手術その他の治療の方法  
○ 予約による診療の有無 ○ 病院(診療所)等の名称・電話番号・所在地・管理者の氏名  
○ 診療日・診療時間・診療科名 ○ 建物・施設等の写真  
○ セカンドオピニオンの実施に関すること  
○ その他厚生労働大臣の定める事項

##### (禁止事項)

- (例) ○ 専門外来 ○ 死亡率 ○ 術後生存率 ○ 未承認医薬品  
○ 著名人との関連性を強調すること ○ 絶対安全な手術 ○ 日本一 ○ No.1  
○ 患者の体験談 ○ その他公序良俗に反するもの

#### 〈あん摩、マッサージ指圧師、はり師・きゅう師等 柔道整復師〉

##### (表示可能な事項)

- 業務の種類(あん摩・マッサージ・指圧・はり・きゅう・もみりようじ・やいと・えつ・小児鍼)  
(柔道整復師は接骨・ほねつぎ)  
○ 施術者の氏名・施術所の名称・電話番号・所在地  
○ その他厚生労働大臣が指定する事項

#### 〈カイロプラクティック療法に関する禁止事項〉

- 医療行為にあたるおそれがある内容(「診察」「診療」「腰椎椎間板ヘルニア」など)  
○ 身体に危険な損害を与える可能性のある一部危険な手法  
○ 適切な医療を受けることの遅延につながる表現  
○ 誇大広告(ガンの治療 等)

### 4 医薬品・化粧品・医療機器(禁止事項)

#### 〈医薬品〉

- ① 誇大広告等(名称、製造方法、効能、効果、性能)
- ② 特定疾病用の医薬品の広告(がん、肉腫、白血病)
- ③ 承認前の医薬品等の広告

#### 〈化粧品〉

- ① 「生薬エキス」「薬草抽出物」「薬用植物のエキス」等「薬」の字が含まれたもの
- ② 「漢方成分抽出物」のように「医薬品」という印象を与えるもの
- ③ 「アロエエキスを配合した化粧水です」など配合目的を付してないもの  
「しわ取り効果」「素肌の若返り効果」「老化防止効果」「顔やせ効果」などの表現

#### 〈医療機器〉

- ① 厚生労働省の承認を受けていないもの
- ② 誤操作のない安全設計、絶対安全等

### 5 エステティック[美顔・痩身]サロン(禁止事項)

- ① レーザー脱毛、アートメイク、ケミカルピーリング(医療行為にあたる)
- ② 全利用者に同一の効果があるかのような表示(例:使用前後の比較写真)
- ③ 「完全」「完ぺき」「絶対」「永久」「保証」「治療」「治す」「医学的」「診療」「予防」的表現
- ④ 立証できない「世界初」「超」「業界一」「最高」「一級」的表現
- ⑤ 方法・目的・条件等 目的が明確でないモニター募集
- ⑥ 条件表示のない「無料体験痩身」等

## 6 不動産

- 物件の種類別に記載必要項目の表示が必要
  - 物件の種類 (例) 分譲住宅、売地・貸地、新築分譲マンション、中古賃貸マンション 等
  - 記載必要事項 (例) ・ 広告主の名称、所在地、電話、免許証番号、所属団体、取引態様
    - ・ 物件の所在地、アクセス、事業主の名称または商号
    - ・ 区画面積(建ぺい率、容積率)、地目及び用途地域
    - ・ 道路の幅員
    - ・ 借地の場合、そのこと
- 不動産の表示に関する公正競争規約・宅地建物取引業法に基づく表示が必要

## 7 通信販売・販売促進(特定商取引法で義務づけられている事項)

- ① 販売者の名称・住所・電話番号
  - ② 商品の名称・内容
  - ③ 商品の送料・代金の支払い時期及び方法(特に前払い表示は要注意)
  - ④ 商品引渡し時期・解約・返品に関する説明表示  
(例) 金額返金保証の場合は、条件明示
  - ⑤ 商品の販売数量の制限、その他の条件がある場合は、その内容を明示
- ※ 注意を要する商品(風水、バイブル本 等)

### 〈おとり広告は禁止されています〉

- 優良誤認
  - ・ キズ物、ハンパ物、中古品であるのにその表示がない
  - ・ 新型品であるかのように表示して旧型品である場合
  - ・ 特売用品であるのに、通常品であるかのように表示
- 有利誤認
  - ・ 値引除外品があるのに「全品3割引」等と表示
  - ・ 自社通常価格と変わらないのに廉価を表示

## 8 弁護士・認定司法書士広告(禁止事項)

- 誤導または誤認のおそれがあるもの…「保釈の実績〇〇件」「〇〇事故はお任せ下さい」等
  - 誇大または過度の期待を抱かせるもの…「どんな事件でも解決」「たちどころに解決」等
  - 特定の弁護士、弁護士事務所との比較…「〇〇事務所より豊富なスタッフ」等
  - 品位・信用を損なうおそれがあるもの…「抜け道教えます」「競売を止めてみせます」
  - 訴訟の勝訴率
  - 「日本弁護士連合会」等の会則違反の広告…「成功報酬のみで受任する」「着手金一律〇〇万円」等
- ※ 「顧問先・依頼者名」「受任中の事件」「過去に関与した事件」については、依頼者の書面による同意があれば表示可能

## 9 求人(必要な表示事項)

- ① 求人者の名称・所在地・電話番号
- ② 当該企業の業種と求職者が就業する職種または仕事の内容
- ③ 応募資格(学歴・職種・経験 等)
- ④ 勤務条件(労働時間、交通費負担の有無、社会保険の有無、就業地が所在地(本社)と異なるときはその就業地など)
- ⑤ 雇用関係(社員・パート社員・アルバイト社員 等)
- ⑥ 給与(賃金)及びその内容(固定給・歩合給・手当・日給・時給などの別)  
※「月給(月収・給与) 例 〇〇万円」「平均月収〇〇万円」等の曖昧な表現は誤認のもととなります
- ⑦ 応募方法

## 10 内職・副業・代理店等募集(禁止事項)

- 確実に高収入が得られる等の表現  
(例)「確実に〇〇」「〇〇万円保証」等  
折りづる・宛名書き・パソコン入力代行・アクセサリーの制作
- マルチ商法の広告  
(例)「誰にでもできる」「必ず儲かる」的な表現はマルチ商法の可能性大

## 11 賞品・景品等を提供する広告(不当景品類及び不当表示防止法)

- 一般懸賞……個々の店舗が行うもの
- 共同懸賞……商店街などが共同で、年末大売出しなど期限を限って行うもの
- 総付け景品……商品購入者または入店者の全員もしくは先着順に景品類を提供するもの
- オープン懸賞……商品を購入しなくても誰でも応募できる懸賞のこと

	取引価額	最高額	総額の最高限度額
一般懸賞	5,000円未満	取引価額の20倍	売上予定総額の2%
	5,000円以上	10万円	
共同懸賞	取引価額にかかわらず	30万円	売上予定総額の3%
総付け景品	1,000円未満	200円	
	1,000円以上	取引価額の10分の2	
オープン懸賞	取引価額にかかわらず	制限なし	総額制限なし

## 12 選挙関連の折込広告

### 1. 次のものは取扱いできません

- ① 自己の政策等の主張がなく、単に他を非難、中傷、誹謗、揶揄するもの  
(例:〇〇議員は学歴を詐称している)
- ② 他者に対して一方的な呼びかけをし、回答を要求するもの  
(例:教育問題について〇〇議員に回答を要求する)
- ③ 特定の立候補者を当選させないことを目的とするもの  
(例:〇〇議員は二枚舌。投票を控えよう)
- ④ 選挙の自由、公正及び公平を害する恐れのあるもの
- ⑤ 事実に基づかないもの(例:〇〇議員の家庭は崩壊している)
- ⑥ 選挙広告の目的を逸脱するもの

### 2. 事前運動は禁止されています

- ① 政党、労働組合、後援会等が、候補者の推薦決定を告知するもの  
(例:〇〇選挙に立候補する〇〇です)
- ② 立候補の通知や挨拶の表現があるもの
- ③ 営業広告などであっても、常識以上に候補者の名前が大きく記載してあるもの
- ④ 立候補予定者又は政党の公認予定立候補者であることを明示または暗示するもの
- ⑤ 通常の営業広告には氏名を表示していないのに、選挙運動の期間中に限って氏名を表示するもの(例:〇〇スーパーは〇〇氏を応援します)
- ⑥ 第三者が立候補者について広告したもの

### 3. 「選挙ビラ」の取扱いについて

- ① 選挙期間中の「選挙ビラ」は原則として受け付ける
  - ・ 公平に取り扱う
  - ・ 販売店は連合して配布の拒否をしない
- ② 「念書」を取る
  - ・ 所長が候補者側の責任者と話し合っ取り決める
  - ・ 配布枚数、配布指定日、配布区域を念書に記入する
- ③ その他
  - ・ 作業ミスの場合、違反責任は追及されない(故意の場合は責任を問われる)
  - ・ 作業中に選挙ビラが破損または汚損した場合、破棄などせずそのまま返却する
  - ・ その他判断に迷う場合、独断で処理せず当該選挙管理委員会に連絡して指示を待つ

## ★衆議院選挙広告(選挙ビラ)の種類

2009.07改定

	①小選挙区選挙の候補者個人ビラ	②小選挙区選挙の候補者届出政党ビラ	③比例代表選挙の名簿届出政党ビラ
枚数	7万枚以内	4万枚×届出候補者数	制限なし
種類	2種類以内	制限なし	2種類以内(中央選管に届けたもの)
規格	A4(29.7cm×21cm)以内	A3(29.7cm×42cm)以内	制限なし
証紙	都道府県選管の交付するものが必要	都道府県選管の交付するものが必要	必要なし
記載内容	①基本的に制限なし。 ②頒布責任者及び印刷者の氏名(法人の場合はその名称)、住所の記載が必要。	①基本的に制限は無いが、他の候補者のための選挙運動はできない。 ②候補者届出政党の名称、頒布責任者及び印刷者の氏名(法人の場合はその名称)、住所の記載が必要。	①純然たる政治活動のほか、政党または所属候補者の選挙運動にも使用できる。 ②頒布責任者及び印刷者の氏名(法人の場合はその名称)、住所、名簿届出政党の名称並びに届出ビラである旨を表示する記号の記載が必要。
頒布期間	立候補届け出受理後から投票日前日までに限る。(公示日当日朝刊折込は不可)		

## ★参議院選挙広告(選挙ビラ)の種類

2009.11改定

	①選挙区選挙の候補者個人ビラ	②比例代表選挙の比例名簿登載者ビラ	③比例名簿を届けた政党ビラ (全国で10人以上の所属候補を有する政党であること)
枚数	15,000枚に当該都道府県における衆議院小選挙区数-1をかけた枚数に100,000枚を加えた枚数。 (30万枚を超える場合は30万枚)	25万枚 (全都道府県同一)	制限なし
種類	2種類以内		3種類以内
規格	A4(29.7cm×21cm)以内		制限なし
証紙	都道府県選管の交付するものが必要	中央選挙管理会の交付するものが必要	必要なし
記載内容	①基本的に制限なし。 ②頒布責任者及び印刷者の氏名(法人の場合はその名称)、住所の記載が必要。	①基本的に制限は無いが、他の候補者のための選挙運動はできない。 ②候補者届出政党の名称、頒布責任者及び印刷者の氏名(法人の場合はその名称)、住所の記載が必要。	①純然たる政治活動のほか、政党または所属候補者の選挙運動にも使用できる。 ②候補者の氏名又は氏名類推事項の記載は禁止。 ③政党の名称、選挙の種類及び総務大臣への届出ビラである旨を表示する記号を記載。
頒布期間	立候補届け出受理後から投票日前日までに限る。(公示日当日朝刊折込は不可)		

## 13 治験(禁止事項)

- ① 治験薬の名称、治験記号
- ② 治験であることを説明せずに「新しい薬」「新しい治療」などの用語
- ③ 治験薬について「〇〇の疾患に効果あり」などの効能・効果を暗示する表現
- ④ 金銭の支払いによって誘引するような表現

## 14 ペット販売など(動物取扱業の登録認可を得なければ広告不可)

- ① 氏名または名称
  - ② 事業所の名称及び所在地
  - ③ 動物取扱業者の種別(販売・保管・貸し出し・訓練・展示)
  - ④ 登録番号・登録年月日・登録有効期間の末日
  - ⑤ 動物取扱責任者氏名
- ※「事実に反した飼養または保管の容易さ、幼齢時の愛らしさや生態および習性に反した行動などの過度の強調」など、動物に関して誤った理解を与えることのない内容にして下さい